

国民健康保険に対する国庫負担率の引き上げを求める意見書

国民健康保険は昭和 33 年（1958 年）の国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限の生活を保障する日本国憲法第 25 条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

しかし昭和 59 年（1984 年）に国庫負担率が引き下げられた。その結果、全国で国保会計の安定的運営が困難となり、医療費の増加もあり、国保税（料）の値上げが相次ぐ状況となっている。

よって狛江市議会は政府等に対し、国民健康保険を社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療を受けられるようにするため、国庫負担率の引き上げを強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）3 月 25 日

東京都狛江市議会

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣様
衆議院議長
参議院議長

平成 23 年 3 月 25 日 原案可決